



**「産業サイバーセキュリティ中核人材育成の演習用模擬システム(防御技術・ペネトレーション手法)設備環境における設計図書  
の作成及び工事」  
に係る企画競争**

**公 募 要 領**

2020年7月15日

独立行政法人 **情報処理推進機構**

## 目次

1.	概要	1
1.1.	業務概要	1
1.2.	公募の内容	1
1.3.	スケジュール概観	1
2.	応募資格	1
3.	応募要領	2
3.1.	提出期限	2
3.2.	提出書類	2
3.3.	提出先	2
3.4.	提出方法	3
3.5.	公募説明会の日時及び場所	3
①	公募説明会の日時	3
②	公募説明会の場所	3
3.6.	応募に関する質問の受付等	3
4.	提案書等作成要領	3
4.1.	提案書の構成及び記載事項	3
4.2.	作成要領	3
5.	審査要領	4
5.1.	審査方法	4
5.2.	採択件数	5
6.	契約条件	5
6.1.	実施期間	5
6.2.	契約形態	5
6.3.	支払の条件	5
6.4.	予算額	5
6.5.	知的財産権	5
7.	資料の閲覧及び貸与について	5
8.	その他	6
別紙 1	契約書(案)	8
別紙 2	仕様書	16
別紙 3	提案書の構成及び記載事項	21
別紙 4	評価項目一覧	22
別紙 5	暴力団排除に関する誓約事項 / (参考)予算決算及び会計令【抜粋】	24
(様式 1)	質問書	25
(様式 2)	申請書	26
(様式 3)	提案書受理票(控)	27
(様式 4)	誓約書	28

## 1. 概要

### 1.1. 業務概要

情報処理推進機構(IPA)では、2017年に「産業サイバーセキュリティセンター」を設立し、実践的な模擬攻撃を通じた対策立案を行い、効果的な防御戦略を構築できる人材を育成するとともに、セキュリティ人材のコミュニティを構築することにより、総合的なサイバーセキュリティ戦略立案を担う人材の育成を推進している。

本件は2019年度に実施した「産業サイバーセキュリティ中核人材育成の演習用模擬システム(防御技術・ペネトレーション手法)構築工事(熱資源活用制御システム(2))」を既存の空間と調和し、かつ融合させるための設計及び設備環境における設計図書の作成及び工事を行う。

### 1.2. 公募の内容

「産業サイバーセキュリティ中核人材育成の演習用模擬システム(防御技術・ペネトレーション手法)設備環境における設計図書の作成及び工事」について、企業等(以下「提案者」という。)から提案を広く募集し、その内容を審査し、採択する。業務の詳細については、「別紙2仕様書」のとおり。

### 1.3. スケジュール概観

本公募のスケジュール概観を以下に示す。

イベント	スケジュール
公募期間	2020年7月15日(水)～2020年8月5日(水)
公募説明会 ※詳細は3.5を参照のこと	2020年7月20日(月)10時30分
質問の受付 ※詳細は3.6を参照のこと	2020年7月20日(月)～2020年7月30日(木)17時00分まで
提案書等の受付期間 ※詳細は3.1を参照のこと	2020年8月3日(月)～2020年8月5日(水)17時00分まで
審査期間	2020年8月7日(金)～2020年8月13日(木)
ヒアリング	2020年8月11日(火)～2020年8月12日(水)
採択結果の通知	2020年8月20日頃
契約締結日	2020年8月下旬
納入期限	2020年9月30日(水)17時00分まで

## 2. 応募資格

本事業の提案者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 応募者は、法人格を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和1・2・3年度(平成31・32・33年度)競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者であること。
- (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者(理事長が特に認める場合を含む。)であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項(別記)について、誓約する者であること。
- (8) 守秘性に関する要件  
本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (9) 業務執行体制及びスキルに関する要件  
別紙2「仕様書」参照
- (10) ISO9001及びISO14001及びISO27001(ISMS)認証を取得していること。

### 3. 応募要領

提案者は、この公募要領に基づいて申請書及び提案書等の提出書類を作成し、これを提出期限内に提出しなければならない。また、採択決定日前日までの間において機構から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 3.1. 提出期限

提出書類の受付期間及び提出期限は次のとおり。

① 受付期間

2020年8月3日(月)～2020年8月5日(水) 17時00分まで。

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日は除く)の10時00分から17時00分

(12時30分～13時30分の間は除く)とする。

② 提出期限

2020年8月5日(水) 17時00分必着。

上記期限を過ぎた申請書等はいかなる理由があっても受け取らない。

#### 3.2. 提出書類

(1) 提出する書類

応募に際して提出する申請書等は以下のとおりとする。このうち①申請書及び⑥提案書受理票は、所定の様式に従って作成すること。

① 申請書……………	【様式 2】	1 部
② 提案書……………		4 部
③ 提案書(電子媒体)……………		1 部
④ 概算費用に係る経費内訳書……………	【任意様式】	1 部
経費内訳書の様式は任意であるが、経費内訳の明細が記載されていること。		
⑤ 令和1・2・3年度(平成31・32・33年度)競争参加資格 (全省庁統一資格)における資格審査結果通知書……………		1 通
⑥ ISO9001 及び ISO14001 及び ISO27001 (ISMS) 認証 登録証明書(写し)……………		1 通
⑦ 提案書受理票……………	【様式 3】	1 部

(2) 提出された提案書等に係る秘密の保持

提案書等は本案件の選考及び契約書の為にのみ用い、機構で厳重に管理する。

提供された個人情報等は、上記の目的以外で利用することはない。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除く。)

(注意事項)

提出された提案書等の作成に要した経費については支払わない。また、受理した提案書等は評価結果に関わらず返却しない。

#### 3.3. 提出先

下記の担当部署に提出すること。

[担当部署]

〒113-6591

東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 17 階

独立行政法人情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター 企画部 管理グループ 担当:

中田、富山

E-mail: coe-kobo-k@ipa.go.jp

なお、持参により提出する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス 13 階の機構総合受付を訪問すること。

### 3.4. 提出方法

- ① 提出書類を持参により提出する場合  
提出書類を封筒に入れ、法人の商号又は名称、宛先(3.3.担当部署)を記載し、かつ、「産業サイバーセキュリティ中核人材育成の演習用模擬システム(防御技術・ペネトレーション手法)設備環境における設計図書の作成及び工事 企画競争に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。
- ② 提出書類を郵便等(書留)により提出する場合  
封筒に「産業サイバーセキュリティ中核人材育成の演習用模擬システム(防御技術・ペネトレーション手法)設備環境における設計図書の作成及び工事 企画競争に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。

### 3.5. 公募説明会の日時及び場所

- ① 公募説明会の日時  
2020年7月20日(月) 10時30分
- ② 公募説明会の場所  
東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス15階  
独立行政法人情報処理推進機構 委員会室  
※公募説明会への参加を希望する場合は、前日17時00分までに3.3.の担当部署まで電子メールにより申し込むこと。

### 3.6. 応募に関する質問の受付等

- ① 質問の方法  
質問書(様式1)に所定事項を記入の上、3.3.の担当部署まで電子メールにより提出すること。
- ② 受付期間  
2020年7月20日(月)~2020年7月30日(木) 17時00分まで。  
なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。

## 4. 提案書等作成要領

### 4.1. 提案書の構成及び記載事項

提案書は、「別紙3 提案書の構成及び記載事項」の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述及び提案すること。

### 4.2. 作成要領

- ① 紙面で提出する提案書を、電子ファイルで電子媒体に保存して、併せて提出すること。Microsoft Office 互換形式、もしくは PDF 形式とし、1 ファイルにまとめて作成すること。記録媒体は、CD(-R)または DVD(-R)とする。ただし、これに抛りがたい場合は 3.3.の担当部署まで申し出ること。
- ② 記入にあたっては日本語で正確に記述すること。
- ③ 文字の大きさは 10 ポイント以上とする。
- ④ 書式設定は、用紙サイズは A4(縦置き・横置きのいずれも可)、横書き、左右(横置きの場合は上下)に 19mm 以上の余白を設けること。
- ⑤ 文中の特殊な造語、略語、専門用語については、正式名称がある場合はそれとともに、判りやすい定義を初出の箇所に記述すること。

## 5. 審査要領

### 5.1. 審査方法

採択にあたっては、以下の手順に従い提案内容の審査を実施し決定する。

#### ① 書面審査およびヒアリング

提案内容について、「別紙4 評価項目一覧」に基づき、提案書等の書面審査を実施する。

「別紙4 評価項目一覧」の各評価項目には、下表の評価指標に則った評価基準が具体的に設定されている。この評価基準に基づき、審査員は合議制により各評価項目の評価ランクを決定する。

評価	評価基準	項目別得点			
		40	30	20	10
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である。				
A	通常想定される提案としては最適な内容である。	24	18	12	6
B	概ね妥当な内容である。	12	9	6	3
C	内容が不十分である。	0	0	0	0

ただし、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、下表の評価基準に基づき加点を付与する。複数の認定等が該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を付与する。

認定等の区分		項目別得点
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼしに認定企業)	プラチナえるぼし(※1)	20
	認定基準○(5)(※2)	16
	認定基準○(3~4)(※2)	14
	認定基準○(1~2)(※2)	8
	行動計画(※3)	4
次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん認定企業	16
	くるみん認定企業(新基準)(※4)	12
	くるみん認定企業(旧基準)(※5)	8
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		16

※1 改正後女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※4 新くるみん認定(改正後認定基準(平成29年4月1日施行)により認定)

※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定)

審査期間中に、必要に応じてヒアリングを実施することがある。なお、ヒアリングを実施する場合は、事前に提案者に連絡することとし、ヒアリングにより得られた評価を反映するものとする。

[ヒアリングの日時と場所]

日時:2020年8月11日(火)10時00分～18時00分、2020年8月12日(水)10時00分～18時00分(1者あたり30～45分程度を予定)

場所:東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 13階  
独立行政法人情報処理推進機構 会議室 B

ヒアリングについては、提案内容を熟知した実施責任者等が対応すること。

- ② 財務審査  
必要に応じて、提案者の財務状況に関して必要な追加資料の提出を求めることがある。
- ③ 採択結果の決定及び通知について  
「別紙4 評価項目一覧」の各項目を評価し、合計点が最も高い者を採択とする。  
なお、いずれの提案についても提案内容が仕様を満たさない場合は、採択を見合わせる場合がある。  
採択結果については、2020年8月20日頃に各提案者に通知するとともに、機構のウェブサイトに採択案件を公表する。

- 5.2. 採択件数  
採択数は1者のみとする。

## 6. 契約条件

- 6.1. 実施期間  
契約締結日から2020年9月30日(水)までとする。
- 6.2. 契約形態  
請負契約方式とする。(別紙1 契約書(案)参照)
- 6.3. 支払の条件  
契約代金は、業務の完了後、機構が適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払うものとする。
- 6.4. 予算額  
本公募に関しては、20,000千円(消費税及び地方消費税込)を上限とする。なお、予算額を超えた提案は採択しない。
- 6.5. 知的財産権  
本事業の納入物件に関する知的財産権の取扱いについては、契約書(案)のとおりとする。

## 7. 資料の閲覧及び貸与について

「産業サイバーセキュリティ中核人材育成の演習用模擬システム(防御技術・ペネトレーション手法)設備環境における設計図書の作成及び工事」で用いる予定の空間設計等の資料等の閲覧及び貸与を希望する者は、当機構の3.3.の担当部署まで電子メールにより申し込むこと。資料等については、本公募のみに利用すること、かつ、利用後はただちに責任をもって返却することを条件に貸与する。貸与の際には、身分を証明するものを提示し、(様式4)データ受領に係る誓約書を提出すること。

なお、感染症予防対策のため、資料等は、閲覧制限を設けた電子ファイルで提供することが可能であり、

希望する者は、(様式 4)データ受領に係る誓約書に所定事項を記入の上、当機構の 3.3.の担当部署へ電子メールを送付して申し込むこと。

## 8. その他

- (1) 提案者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 採択結果等契約に係る情報については、機構のウェブサイトにて公表(注)するものとする。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

## 契 約 書 ( 案 )

2020 情財第〇〇号

独立行政法人情報処理推進機構(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により「産業サイバーセキュリティ中核人材育成の演習用模擬システム(防御技術・ペネトレーション手法)設備環境における設計図書の作成及び工事」に関する請負契約を締結する。

### (契約の目的)

第 1 条 甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書及び提案書記載の「請負業務」(以下、「請負業務」という。)の完遂を乙に注文し、乙は本契約に従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。

2 乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによるのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

### (再請負の制限)

第 2 条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

2 乙は、請負業務の一部を第三者(以下「再請負先」という。)に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。

3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

### (責任者の選任)

第 3 条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者(乙の正規従業員に限る。)を選任して甲に届け出る。

2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。

3 乙は、第 1 項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

### (納入物件及び納入期限)

第 4 条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

### (契約金額)

第 5 条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)とする。

### (権利義務の譲渡)

第 6 条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### (実地調査)

第 7 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

### (検査)

第 8 条 甲は、納入物件の納入を受けた日から 10 日以内に、当該納入物件について別紙仕様書及び提案書に基づき検査を行い、同仕様書及び提案書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。

- 2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。
- 3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

#### (契約不適合責任)

第9条 甲は、請負業務完了の日から1年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書及び提案書の記載内容に適合しない事実(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。

2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。

3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。

一 修補等が不能であるとき。

二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第1項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。

5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。

6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

#### (対価の支払及び遅延利息)

第10条 甲は、請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。

2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号))によって、遅延利息を支払うものとする。

3 乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。

#### (遅延損害金)

第11条 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。

2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

#### (契約の変更)

第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。

一 仕様書及び提案書その他契約条件の変更(乙に帰責事由ある場合を除く。)

二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。

三 税法その他法令の制定又は改廃。

四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

(契約の解除等)

第 13 条 甲は、第 9 条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第 4 号乃至第 6 号の場合は催告を要しない。

一 乙が本契約条項に違反したとき。

二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。

三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。

四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。

五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。

六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第 1 項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。

4 甲は、第 1 項第 1 号乃至第 4 号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額(その金額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)を乙に請求することができる。

5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第 5 条所定の契約金額を超えないものとする。

2 第 11 条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

第 15 条 乙が、第 13 条第 4 項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

第 16 条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」とおとりとする。

3 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(知的財産権)

第 17 条 請負業務の履行過程で生じた著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)、発明(考案及び意匠の創作を含む。))及びノウハウを含む産業財産権(特許その他産業財産権を受ける権利を含む。)(以下「知的財産権」という。))は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第 8

条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請ある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。

2 乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用权、第三者に対する利用許諾権(再利用許諾権を含む)、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。

3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作権人格権、及び著作権法第28条の権利その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

#### (知的財産権の紛争解決)

第18条 乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権(公告、公開中のものを含む)を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合(私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。)、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。

3 第9条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

#### (成果の公表等)

第19条 甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版(以下「公表等」という。)することができる。

2 甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に、予定される成果の公表等を行うことができる。

3 乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。

4 乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。

5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。

6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

#### (協議)

第20条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

#### (その他)

第21条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

### 特記事項

#### (談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

- ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- ニ 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙(法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であつた者又は構成員であつた者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等(再請負先(下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。)並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号  
独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号  
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

(別添)

## 個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することができるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。  
2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者(情報主体を含む)に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。  
2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。  
3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。  
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。  
3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。  
4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。  
5 乙は、業務に関して保管する個人情報(甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む)について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があつたとき、又は業務が終了(本契約解除の場合を含む)したときは、個人情報が含まれるすべての物件(これを複写、複製したものを含む。)を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用(弁護士費用を含むがこれに限定されない)を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

## 仕様書

**「産業サイバーセキュリティ中核人材育成の演習用模擬システム(防御技術・ペネトレーション手法)設備環境における設計図書の作成及び工事」**

## 調達内容

**独立行政法人情報処理推進機構**

## 調達内容(仕様書)

### 1. 件名

「産業サイバーセキュリティ中核人材育成の演習用模擬システム(防御技術・ペネトレーション手法)設備環境における設計図書の作成及び工事」

### 2. 背景・目的

現在、独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という。)の産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムで運用している演習用模擬システムにおいて、新たな制御特性への理解を深め、実機を用いたカリキュラム演習を幅広く行い学習効果を促進させることを目的として、連続プロセス制御の制御特性を用いたプロセスオートメーション模擬システム(以下、PA 演習用模擬システムという)を構築する。PA 演習用模擬システムの新規構築による施設への模擬プラント設備の設置を行うにあたり、既存の空間と調和し、かつ融合させる設計及び施工を行う。

### 3. 概要

設備環境工事を以下のとおり実施する。

#### 受付部分

PA 演習用模擬システムで循環する温水を採取する採取口と受器、及びその設置台を設置する。

PA 演習用模擬システムは化学系プラントを模したプラントであるため、同プラントで循環する温水を化学系液剤と想定したときの基準値得るためにサンプル採取口として役割を持たせている。

#### 研究者交流室部分

##### (A部)

PA 演習用模擬システムで循環する温水を貯留する水槽を設置する。

PA 演習用模擬システムは「連続プロセス制御の制御特性を用いたプロセスオートメーション模擬システム」であるため、プロセスオートメーションについてより深く学ぶために、A部の水槽は外乱(水温の変化、水質の変化)を意図的に与える役割を持たせている。

##### (B部)

PA 演習用模擬システムを既存の空間と調和させるため覆い等を設置する。

PA 演習用模擬システムは設置場所である研究者交流室内では異質であるため、研究者交流室の空間と調和し、融合させるための覆いとして役割を持たせている。

### 4. 設計及び施工内容

#### (1) 設計

- ・透視図
- ・展開図
- ・天伏図
- ・床伏図

#### (2) 施工

別添1「設備環境一覧(案)」に示すような設備を製作し、設置する。

これは参考例であり、より良い提案を求める。

### 5. セキュリティ要件等

別添2の情報セキュリティに関する事項を参照のこと。

### 6. 実施体制等

本業務を実施するにあたっては、次の実績及びスキル要件を満たすこと。

(1) 法人としての実績

- ① 産業系模擬システム等を活用したサイバーセキュリティ演習向けの空間を構築した実績を持つこと。
- ② 企業プロモーションのためのショールームまたは展示スペースの設計及び構築をした実績を持つこと。
- ③ ISO9001 及び ISO14001 及び ISO27001 (ISMS) 認証を取得していること。

(2) 担当者としての実績及びスキル

- ① 業務従事者は空間設計に関する経験・能力が豊富であること。
- ② 一般オフィスのデザイン及び構築を行った実績を持つこと。
- ③ 企業プロモーションのためのショールームまたは展示スペースの空間構築を行った実績を持つこと。

## 7. 納入関連

### 4.1 納入期限

2020年9月30日(水)

### 4.2 納入場所

独立行政法人情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター

住所: 〒101-0021 東京都千代田区外神田四丁目 14-1 秋葉原 UDX ビル N20 階

## 8. 検収条件

本仕様書において要求する事項及び提案書の内容をすべて満たしているものであること。なお、検査の結果、全部又は一部に不合格が生じた場合には、受注者の責任において速やかに対応した上で、IPA 担当者の再検査を受けること。

## 9. 著作権等

本事業の実施に当たり、制作した設計書等に係る著作権等の権利はすべて機構に帰属するものとし、これらに関する著作者人格権は行使しないものとする。

## 10. その他留意事項

(1) 本件で使用するすべての設備部材は、中古品であってはならない。

(2) 搬入要件

部材等を搬入するにあたり、以下の条件を満たすこと。また、その他の要件については、設置する施設の制約を踏まえた調整を IPA と実施すること。

・部材等は、搬入用エレベータに積載可能な寸法(エレベータかご内寸法 出入口幅 1,400mm、かご内寸法 W1,800mm × D2,000mm × H3,000mm)であり、かつ重量が 2,500kg 以下であること。

・設置場所の耐荷重として、500kg/m<sup>2</sup>以下であること。(一部耐荷重エリア 700kg/m<sup>2</sup>有り、500kg/m<sup>2</sup>を超える重量品がある場合は、工事業者と協議が必要なため、事前に IPA へ報告のこと。)

・フロア内の天井高さが 2,800mm のため、搬入品はそれ以下の寸法であること。

(3) 部材等の搬入及び設置により生じた廃材は受注者の責任において処理すること。

(4) 本仕様書に明記されていない事項であっても、契約履行上確認が必要な事項、又は疑義が生じた事項については、IPA 担当者に確認し、その指示を受けるものとする。

(5) スケジュール

・企画策定から納入までの作業スケジュールを策定すること。

・企画策定から納入までの進捗管理を行い、適宜機構に報告し、企画書・物品に変更・修正が必要になった場合は、速やかに対応するものとする。

・具体的なスケジュールについては機構と協議の上決定するものとする。

別添1

設備環境一覧(案)

No.	品目	仕様	数量
1	受付部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来訪者に対し当機構の演習概要の一部を説明することができる展示空間とし、別途構築する演習プラントと連動した設備環境を構築すること</li> <li>「日本文化」を意識した和風の既設空間に調和するデザインであること</li> <li>・ 別途構築する演習用模擬システム(熱資源活用制御システム(2))で発生する温水を利用し、見て・触れて「体感」できる設備環境とすること。</li> <li>・ 設置(対象)エリアは2.0m×2.0m程度内とし、人の通行の妨げにならないように配慮すること</li> </ul>	1
2	研究者交流室部分 (A部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置する部屋の用途を把握し、演習生・講師間の交流を活性化し、且つ演習内容をより深く理解する為に体感できる設備環境を構築とすること</li> <li>・ 別途構築する演習用模擬システム(熱資源活用制御システム(2))で発生する温水を利用し、サイバーセキュリティの重要性を認識できる設備であること</li> <li>・ 設置(対象)エリアはW1.5m×D2.5m程度とし、既存の家具や設備に配慮すること</li> <li>・ 温水から発生する蒸気や湯気を考慮し、建物に損傷を与えないよう配慮すること。</li> </ul>	1
3	研究者交流室部分 (B部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別途構築する演習用模擬システム(熱資源活用制御システム(2))(W1.6m×D2.6m×H2.5m程度)の機能を損なうことなく既存空間に調和するように、可動できる間仕切りを設置すること</li> <li>・ 部屋のスペースが限られている為、効率的な間仕切りを提案すること</li> <li>・ 別途設置する演習用模擬システム(熱資源活用制御システム(2))制御盤(W0.6m×D0.4m×H2.5m程度)の収納棚についても、機能を損なうことなく既存空間に調和するように施工すること。</li> </ul>	1

(注) ビル躯体壁・床に絡む事項は、ビル側と綿密な打ち合わせを行い、実現可能な提案を行うこと。

(注) 防水には最大限の注意を払い、給・排水の経路を計画すること。

## 別添2

### ○情報セキュリティに関する事項

- (1) 本業務のために IPA から提供される情報については、本業務の目的以外に利用しないこと。なお、本項の規定は本業務が完了し、又は本契約が解除その他の理由により終了した後であっても、その効力を有するものとする。
- (2) 本業務における作業の一切（IPA より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うこと。
- (3) 情報セキュリティを確保するための体制、および委託先企業又はその従業員、再委託先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための体制を定め、IPA 担当者に報告すること。
- (4) 本業務の遂行において、仕様書に記載のサービスレベルに準じて業務を履行するとともに、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講じ、IPA に報告すること。また、IPA の指示があったときには、その指示に従うものとする。
- (5) IPA から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告すること。また、IPA は、必要があると認められるときは、情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をする場合がある。
- (6) 本業務の一部を第三者に再請負する場合には、第三者に請け負わせることにより生ずる脅威に対して本要件に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じること。
- (7) 本業務完了または契約解除等により、IPA が提供した紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに IPA に返却又は破碎、溶解及び焼却等の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で廃棄若しくは消去し、書面をもって IPA に報告すること。ただし、IPA が別段の指示をしたときは、その指示に従うものとする。
- (8) IPA が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとること。
- (9) システムの運用・保守業務に従事する者を限定すること。また、資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- (10) なお、セキュリティパッチ等のテスト及びシステムへの組み込みについて、脆弱性情報のチェックと対応要否を IPA と協議したうえで、双方合意のもと要と判断した場合は、対策を実施すること。

## 提案書の構成及び記載事項

提案書 目次項番	大項目	求められる提案要求事項
1	詳細図 (設計)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 空間設計から情報を抽出した、設備部材製造業者が設備部材等の製作作業をするための図面</li> <li>&lt;その他&gt;</li> <li>■ これ以外にデザインを良くするための作業・工夫の提案があれば記載すること。</li> </ul>
2	作業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約締結日から納入期限までの具体的な作業スケジュール案 (実際のスケジュールは機構と協議のうえ決定する)</li> <li>■ スケジュール通りに実施するための配慮・工夫</li> <li>■ 機構との作業分担</li> <li>■ 機構が効率的に作業するための工夫</li> </ul>
3	実施体制及び 業務従事者の 経験・能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織としての実績</li> <li>■ 役割分担を明確にした実施体制図</li> <li>■ 業務従事者に欠員が生じた場合の代替方針</li> <li>■ 業務従事者の経験・略歴</li> </ul> <p>特に以下について、記載すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各従事者の経歴(家具、什器のデザインに関する経験、能力)</li> <li>・公的機関に対する同様の業務実績</li> </ul>
4	ワーク・ライフ・バ ランス等の推進 に関する指標	<p>ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定又は行動計画の策定状況。 ※本項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること。</p>

以上

## 評価項目一覧

「産業サイバーセキュリティ中核人材育成の演習用模擬システム(防御技術・ペネトレーション手法)設備環境における設計図書の作成及び工事」

## 評価項目一覧

## 1. 評価項目一覧－提案要求事項－

項目		評価項目 －提案要求事項－	配点
大項目	小項目		
1. 詳細図			150
	1.1 意匠	空間設計の結果が反映されている意匠の提案となっているか。	40
	1.2 形状	空間設計の結果が反映されている形状の提案となっているか。	40
	1.3 施工性	納入場所に設置可能な提案となっているか。	30
	1.4 使い勝手	什器等を利用する者の使い勝手のよい提案となっているか。	20
	1.5 その他	その他、本調達を行う上で有用な提案がなされているか。	20
2. 作業計画			30
	2.1 作業計画の妥当性、 実現性	・スケジュール案は、実効性があり、具体的に記載されているか。	10
		・スケジュール案は、スケジュール通りに進めるための配慮・工夫があるか。	20
3. 実施体制及び業務従事者の経験・能力			140
	3.1 組織の経験・能力	・産業系模擬システム等を活用したサイバーセキュリティ演習向けの空間を構築した実績があるか。	30
		・企業プロモーションのためのショールームまたは展示スペースの設計及び構築をした実績があるか。	20
		・ISO9001 及び ISO14001 及び ISO27001 (ISMS) 認証を取得しているか。	20
	3.2 実施体制	・役割分担を明確にした作業体制図が示されているか。また、「仕様書 5.実施体制等」の要件を満たしているか。	20
		・従事者に欠員が生じた場合の代替方針が用意されているか。	10
	3.3 業務従事者の経験・ 能力	・業務従事者は空間設計に関する経験・能力は豊富であるか。	20
		・一般オフィスのデザイン及び構築を行った実績を持っているか。	10
		・企業プロモーションのためのショールームまたは展示スペースの空間構築を行った実績があるか。	10
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標			20
	4.1 ワーク・ライフ・バ ランス等の推進	<p>・企業として、以下のいずれかに該当するワーク・ライフ・バランスの取組みを推進しているか。</p> <p>①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)</p> <p>②次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)</p> <p>③青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定企業)</p>	20
			340

## 暴力団排除に関する誓約事項 / (参考) 予算決算及び会計令【抜粋】

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

#### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、提案書の提出をもって誓約します。

(参 考)

### 予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第 70 条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

2020年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構  
産業サイバーセキュリティセンター 企画部 管理グループ 担当者殿

## 質問書

「産業サイバーセキュリティ中核人材育成の演習用模擬システム(防御技術・ペネトレーション手法)設備環境における設計図書の作成及び工事」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

### <質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) PO
項目名	例) ○○概要
質問内容	

### 備考

1. 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、機構のホームページに公表する。(電話等による個別回答はしない。)また、質問者自身の既得情報(特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報に関する内容については、公表しない。

## 申 請 書

「産業サイバーセキュリティ中核人材育成の演習用模擬システム(防御技術・ペネトレーション手法)設備環境における設計図書の作成及び工事」

1. 概算費用(消費税及び地方消費税込み、単位:円):
2. 連絡担当窓口
企業・団体名:
所属(部署名):
役職:
氏名:
所在地: 〒
TEL:
E-Mail:

提案書受理票(控)

提案書受理番号 \_\_\_\_\_

件名:「産業サイバーセキュリティ中核人材育成の演習用模擬システム(防御技術・ペネトレーション手法)設備環境における設計図書の作成及び工事」に関する提案書

【提案者記載欄】

提出年月日:	2020年	月	日
法人名:			
所在地:	〒		
担当者:	所属・役職名		
	氏名		
	TEL		FAX
	E-Mail		

【機構担当者使用欄】

No.	提出書類	部数	有無	No.	提出書類	部数	有無
①	申請書	1部		②	提案書	4部	
③	提案書(電子媒体)	1部		④	経費内訳書	1部	
⑤	資格審査結果通知書(写し)	1部		⑥	ISO9001 及び ISO14001 及び ISO27001 (ISMS) 認 証登録証明書(写し)	1部	
⑦	提案書受理票	本紙					

..... 切り取り .....

提案書受理番号 \_\_\_\_\_

提案書受理票

2020年 月 日

件名「産業サイバーセキュリティ中核人材育成の演習用模擬システム(防御技術・ペネトレーション手法)設備環境における設計図書の作成及び工事」

法人名(提案者が記載): \_\_\_\_\_

担当者名(提案者が記載): \_\_\_\_\_ 殿

貴殿から提出された標記提出書類を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター 企画部 管理グループ

担当者名: \_\_\_\_\_ (印)

(様式 4) 誓約書

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 富田 達夫 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

## データ受領に係る誓約書

2020年7月15日公告の公募案件「産業サイバーセキュリティ中核人材育成の演習用模擬システム(防御技術・ペネトレーション手法)設備環境における設計図書の作成及び工事」への参加にあたり、下記資料の貸与を希望します。

つきましては、受領しました資料に関し、以下のことを誓約いたします。

1. 提案書作成担当者以外の者への開示、漏えい等を行いません。
2. 本公募の提案書作成作業にのみ使用し、作業終了後は責任をもって削除いたします。  
コピーした場合には、破棄いたします。

記

「空間設計等資料」一式

以上